

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画（第6期）

変更日 2026.4.1

社会福祉法人 嬉泉 次世代育成プロジェクト

「職員一人ひとりが生き生きと目標を持って働ける職場」を目指し次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 2026.4.1 ～ 2029.3.31 までの 3年間

2 目標と取組内容・実施時期

目標1 職業生活と家庭生活との両立に関する目標

該当者が「出産・育児のための休暇」を全員取得し、計画期間内に男性の育児休業取得率を40%以上にする

<実施時期・取組内容>

- 2026年度～（毎年5月頃）
法人相談窓口の設置、制度について職員への周知を行い、管理職と連携して働きやすい環境整備を継続する
- 2026年度～（毎年11月頃）
全職員を対象としてハラスメントアンケートの実施・報告・公表を行う

直接支援員の所定外労働時間を一人当たり月平均3時間以内とし、年次有給休暇取得率の法人目標を70%以上に設定する

<実施時期・取組内容>

- 2026年4月～
所定外労働時間の削減のため、内部会議にけるオンライン会議の活用および記録業務のICT化・テンプレート化を進め、会議・記録業務の効率化を図る
- 2026年4月～
休暇等処理簿の様式を改訂することにより取得状況の把握を容易にし、年次有給休暇の取得促進につなげる
- 2026年度～（毎年8月頃）
年度ごとに、所定外労働及び年次有給休暇取得率について、所属・職層・職種の細かい実績集計を行い、管理職へ周知し「職場での課題」を考える機会を講ずる